

1 基本方針

- (1) 坂戸市東部地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を実施する。
- (2) センター事業は「第9期坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「令和7年度坂戸市地域包括支援センター運営基本指針」に基づき、年間事業計画表に従い実施した。

2 今年度の取り組みと目標

項目	事業・取組	内容	目標	実績
運営体制	所内研修の実施	職員が講師となり他職員に OJT を行う	1 回以上	1 回以上実施した。
総合相談支援事業	民生委員定例会への参加	圏域内の民生委員定例会へ参加し、民生委員との関係性を構築する。	4 回以上	4 回以上参加した。
生活支援体制整備	地域の地縁活動に参加。	自治会活動、自主サロン等にて講話等を実施し、地縁組織との関係を深める。	2 ヶ所以上	2 ヶ所以上の活動に参加した。

3 運営体制

- (1) 所内の情報共有について
 - ・毎朝、朝礼を行い前日の申し送り、当日の予定について情報共有した。
 - ・月 2 回、隔週にて事務所内会議を実施。ケース報告事業所報告を行い情報共有した。
- (2) 職員研修について
 - ・事務所内で行われる会議の中で、権利擁護・認知症研修等の内部研修を実施した。
 - ・法人内の介護現場職員との合同研修会を行った。

4 包括的支援事業

- (1) 総合相談支援業務
 - ・相談ケースについて、定期的にモニタリングを実施し実態把握に努めた。
 - ・出前講座等で地域包括支援センターの業務内容、役割等の周知啓発活動を実施した。
 - ・相談内容について緊急性の有無を判断し、必要に応じて即日対応できるように努めた。
 - ・グループホーム運営推進会議、民生委員定例会への参加、見守りネットワークに参加し、地域から相談を受けやすい体制となるように努めた。
- (2) 権利擁護業務
 - ・地域のサロン、おれんじカフェ、その他、地域活動に参加する際に、チラシ、パンフレットの配布にて、成年後見制度、虐待防止等の周知啓発活動を行った。
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - ・包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築
 - ・ケアマネジメントの質の向上等を目的としたケアマネ研修を年 1 回実施した。

5 地域包括ケアシステム推進

- ・団塊の世代が 75 歳以上となり高齢化が一段と進む中、住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現をめざした取り組みを推進した。

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・坂戸市・鶴ヶ島市地域包括ケアシステム運営推進協議会に参加し、多職種と意見交換の中で地域包括ケアシステムの構築を推進した。

(2) 生活支援体制整備事業

※（高齢者支え合い会議地域ミーティング：略称、地域ミーティング）

- ・生活支援、サロングループとの意見交換を目的とし、地域ミーティングを開催した。
- ・民生委員定例会、地域ミーティング、自治会活動などで地域での必要な活動を把握するためニーズ調査を実施した。
- ・地域ニーズに則した生活支援サービスの発掘、構築に努めた。
- ・地域住民と共に地域の情報共有や課題抽出を行い地域課題の解決に努めた。

(3) 認知症総合支援事業

- ・地域の住民や認知症高齢者及びその家族に向け、おれんじカフェを実施した。内容は、認知症予防や介護予防を主軸とした。
- ・認知症高齢者に対して地域住民が理解を深め適切な対応ができるようにするため、見守り訓練を実施する。地区を担当する駐在所とも連携し、つながりを作った。
- ・地域住民に対して認知症サポーター養成講座、認知症地域学習会及び出張相談会、実施する。内容は、認知症高齢者への対応方法や基礎知識の啓発を主軸とした。

(4) 地域ケア会議推進事業

- ・圏域地域ケア会議にて、個別ケースから課題を導き出し、圏域のケアマネージャー・専門職・関係機関で情報共有し、共に地域課題に向き合う機会を持てるようにした。
- ・地域ケア推進会議に参加し、市内全域で共通の地域課題について協議した。
- ・自立型地域ケア会議にて専門職（アドバイザー）から得た助言を基にフォーマル・インフォーマルな資源を活用し、利用者の目標とする自立した生活の実現を目指した。

(5) 介護予防推進事業

- ・虚弱体質高齢者に対し基本チェックリストを行い、一般介護予防事業や介護予防・日常生活支援総合事業（サービスC）等、適切な介護予防教室やサービスに繋がれた。
- ・お達者体操自主グループ・おれんじカフェ・地域サロン等の通いの場で介護予防・フレイル予防について周知・啓発活動を行った。
- ・すこやか脳クラブの開催・運営を行った。
- ・既存のお達者体操自主グループの支援及びグループがない地域の新規立ち上げを検討した。

6 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業

- ・高齢者自身が、地域における自立した日常生活を送れるように支援するものである。医療、介護、生活支援等の必要なサービスを受け、日常生活、身の自立を目指すと共に地域での役割を果たし、社会参加としての自立を目指す支援と考える。そして、社会的役割を持つことが、高齢者の介護予防に資する活動として考えることが重要である。
- ・自立型地域ケア会議等を活用し、専門的知見を踏まえフォーマル、インフォーマルサービスを幅広く考慮したケアプランを作成した。また、そのケアプランは利用者様、家族様と十分に協議したうえで提案し作成した。

7 その他の事業

- ・おれんじカフェ、住民主体グループ、地域サロン等の周知啓発活動を実施した。

坂戸市東部包括支援センター概要

1 事業者概要

法人名称	医療法人 若葉会
代表者役職名	理事長 川口 茂
事業所名称	坂戸市東部地域包括支援センター
事業所所在地	埼玉県坂戸市東坂戸 2-3-102
電話番号	049-284-7775
FAX番号	049-284-7776
介護保険事業所番号	1106000035
サービス提供地域	坂戸市 東部地区

2 事業所の職員体制

(1) 職員配置数 ※備考には管理者兼務等記載

職員	常勤職員	非常勤職員	備考
管理者	1	0	
保健師等	2	0	
主任介護支援専門員	1	0	管理者兼務
社会福祉士等	2	0	
介護支援専門員	0	0	
事務員	1	0	

(2) 職員の勤務時間

区分	勤務時間	備考
平日	午前9時00分～午後5時30分	
土曜日	午前9時00分～午後5時30分	
日曜日	休業日	
祝日	休業日	
年末年始（12月29日～1月3日）	休業日	

3 サービス提供時間

区分	サービス提供時間	備考
平日	午前9時00分～午後5時30分	
土曜日	午前9時00分～午後5時30分	
日曜日	休業日	
祝日	休業日	
年末年始（12月29日～1月3日）	休業日	

4 事業所建物の概要

建物構造の概要	鉄筋コンクリート造 1階
竣工年月日	昭和52年3月
建物増改築の概要	令和6年12月24日、新規全面改装完了
	執務室面積等
事務室	部屋数 1 27.3 m ²
相談室	部屋数 1 6.9 m ²
駐車場	5台分

5 従業者名簿

職 種	(ふりがな) 氏 名	資 格	その他所有する資格
主任介護支援専門員		介護福祉士	社会福祉士
看護師		正看護師	
看護師		正看護師	
社会福祉士		社会福祉士	精神保健福祉士
社会福祉士		介護福祉士	
事務員			